

# 平成 2 7 年第 2 回教育委員会 定例会会議録

平成 2 7 年 2 月 5 日

東久留米市教育委員会

## 平成27年第2回教育委員会定例会

平成27年2月5日午前10時00分開会  
市役所6階 602会議室

- 議題
- (1) 会議録署名委員の指名
  - (2) 東久留米市教育委員会会議規則等の改正に関する規則の制定について
  - (3) 東久留米市教育委員会傍聴人規則等の改正に関する規則の制定について
  - (4) 東久留米市教育委員会公印規程の一部改正について
  - (5) 東久留米市教育委員会公印規程の一部改正について
  - (6) 東久留米市公立学校に設置する教職員用コンピュータの管理運営規程の全部改正について
  - (7) 諸報告
    - ①「東久留米市立学校危機管理マニュアル【自然災害編】」の策定について
    - ②その他
- 

### 出席委員(4人)

委員 長	尾 関 謙一郎
委員長第一職務代理者	矢 部 晶 代
委員長第二職務代理者	松 本 誠 一
教 育 長	直 原 裕

### 欠席委員(1人)

委 員	名 取 はにわ
-----	---------

---

### 東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教 育 部 長	東 淳 治
指 導 室 長	加 納 一 好
総 務 課 長	林 幸 雄
学 務 課 長	傳 智 則
生涯学習課長	市 澤 信 明
図 書 館 長	岡 野 知 子
主幹・統括指導主事	井 尻 郁 夫

---

### 事務局職員出席者

庶 務 係 長	鳥 越 富 貴
---------	---------

---

傍聴者 なし

## ◎開会及び開議の宣告

(開会 午前10時00分)

- 尾関委員長 これより平成27年第2回教育委員会定例会を開会します。本日は名取委員が欠席ですが、定足数を満たしていますので、会議は成立しています。直ちに本日の会議を開きます。東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定により、関係職員の出席を求めています。
- 

## ◎会議録署名委員の指名

- 尾関委員長 日程第1、「会議録署名委員の指名」について。本日の署名委員を指名します。4番の松本委員にお願いします。
- 松本第二職務代理者 はい。
- 

## ◎議案の追加と会議の進め方

- 尾関委員長 日程第2に入る前に、議案の追加と会議の進め方について説明をお願いします。
- 林総務課長 「議案第15号 東久留米市教育委員会委員の人事について」「議案第16号 東久留米市教育委員会職員の人事に係る事務の臨時代理の承認について」の2件の追加をお願いします。また、会議の進め方ですが、規則及び規程の改正に係る議案については関連するため最初に一括の審議を行い、採決については個々をお願いします。続いて諸報告を行い、最後に追加をお願いしました議案2件の審議をお願いします。
- 尾関委員長 初めに、規則及び規程の改正に係る議案審議を一括で行い、採決は個々に行うこと、続いて、諸報告を行い、人事に係る議案の審議は最後に行いたいとの説明がありましたがよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。なお、追加議案は人事案件であるため非公開で行いたいと思います。それでは、お手元配付の新しい日程により会議を進めていきます。

---

## ◎傍聴について

- 尾関委員長 本日、傍聴者はいらっしゃいますか。
- 鳥越係長 いらっしゃいません。
- 尾関委員長 人事案件を除き、おいでになりましたらお入りいただきます。
- 

## ◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 尾関委員長 日程第2「議案第10号 東久留米市教育委員会会議規則の改正に関する規則の制定について」、日程第3「議案第11号 東久留米市教育委員会傍聴人規則等の改正に関する規則の制定について」、日程第4「議案第12号 東久留米市教育委員会公印規程の一部改正について」、日程第5「議案第13号 東久留米市教育委員会公印規程の一部改正について」、日程第6「議案第14号 東久留米市公立学校に設置する教職員用コンピュータの管理運営規程の全部改正について」を議題とします。これらは関連しますので審議は一括で行い、採決は個々に行います。教育長から提案理由の説明を求めます。
- 直原教育長 「議案第10号 東久留米市教育委員会会議規則等の改正に関する規則の制定

について」、上記議案を提出します。平成27年2月5日提出。東久留米市教育委員会教育長、直原裕。提案理由ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行により、教育委員会が教育長と委員をもって組織されるようになることに伴い、東久留米市教育委員会会議規則、東久留米市教育委員会傍聴人規則、東久留米市教育委員会公告式規則及び東久留米市教育委員会事務委任規則の規定を整備する必要があるためです。

次に、「議案第11号 東久留米市教育委員会傍聴人規則等の改正に関する規則の制定について」です。提案理由は、平成27年4月1日付組織改正等により、東久留米市教育委員会傍聴人規則、東久留米市教育委員会事務委任規則及び東久留米市奨学資金に関する条例施行規則の規定を整備する必要があるためです。

次に、「議案第12号 東久留米市教育委員会公印規程の一部改正について」です。提案理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行により、教育委員会が教育長と委員をもって組織されるようになることに伴い、東久留米市教育委員会公印規程の規定を整備する必要があるためです。

次に、「議案第13号 東久留米市教育委員会公印規程の一部改正について」です。提案理由は、平成27年4月1日付組織改正等により、東久留米市教育委員会公印規程の規定を整備する必要があるためです。

最後に、「議案第14号 東久留米市公立学校に設置する教職員用コンピュータの管理運営規程の全部改正について」です。提案理由は、平成27年4月1日付組織改正等により、東久留米市公立学校に設置する教職員用コンピュータの管理運営規程の規定を整備する必要があるためです。

それぞれ、内容については総務課長から説明します。

○林総務課長 先に議案第11号から説明します。議案第11号をご覧ください。議案第11号は4月1日付の組織改正に伴い、3本の規則改正を行うものです。傍聴人規則の新旧対照表をご覧ください。現行の「受付日時・時刻」を「受付日時」に改めます。事務委任規則の新旧対照表をご覧ください。現行の第4条中の「図る」を「諮る」に改めます。奨学資金に関する条例施行規則については、4月1日付で「教育部総務課」は「教育部教育総務課」に組織名の改正が予定されていますので、課の名称を改めるものです。本規則については以上です。

続いて、議案第12号をご覧ください。これは、公印規程の一部改正のうち、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴うものです。教育委員会の公印には「委員長印」がありますが、4月1日以降の法改正に合わせて「委員長」などを廃止するものです。

続いて、議案第13号をご覧ください。この公印規程の一部改正は4月1日付の組織改正に伴うものです。別表中の「管守者」を「教育総務課長」と改めているのがこの改正の主なところです。また、新旧対照表の第3条をご覧くださいと「(教)総務課」を「教育総務課長」と改めたほか、文言整理を一部行っています。この改正については組織改正に伴う課の名称の変更に伴うものです。

議案第14号をご覧ください。教職員用コンピュータの管理運営規程は全部改正の形式をとっています。改正理由ですが、今までの規程が条立てになっていなかったことと、組織改正に伴うものです。基本的な内容については従前と変更はありません。

最後に、議案第10号にお戻り願います。議案第10号は教育委員会会議規則等の改正に関する規則の制定です。この規則の制定により、四つの規則を一部改正しています。まず、会議規則の新旧対照表をご覧ください。この規則の制定は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴うものですので、現行「委員長」と規定されているところを「教育長」に改める改正が主な改正点になります。第2章をご覧ください。現行の第2章で「委員長および委員長職務代理の選任方法」の規定がありますが、委員長職がなくなることからこの条文自体を削っています。改正後の第11条をご覧ください。地方教育行政の組織及び運営に関する法律改正後の教育委員会は教育長と教育委員が組織する形になりますので、今までは「出席委員」ということで「委員」だけの規定でしたが、これを「教育長及び出席委員」と改めています。第27条の第1項2号も同様です。また、第5章全体に及びますが、今まで「会議録」と規定していたところを法律の規定に合わせ「議事録」に統一します。第28条をご覧ください。法律の規定により、議事録については公表するものとありますので、その規定を新たに入れてあります。2点目の、傍聴人規則の新旧対象表をご覧ください。ここも「委員長」を「教育長」に改めるものが主な改正点です。3点目の、公告式規則の新旧対照表をご覧ください。第1条中「第14条第2項」が現行規定ですが、改正によって条ずれが出ています。そのために「第15条第2項」に第1条部分を改めるものと、「委員長」を「教育長」に改めるという改正になっています。4点目の事務委任規則の新旧対照表をご覧ください。第1条は条ずれで、「第26条第1項」を「第25条第1項」に改めます。同じく第2条の第7号の規定も法律の「第27条」が「第26条」になります。第3条2項に規定していた事務の臨時代理をした場合の報告についてですが、改正法により新たに報告に関する規定を設けることが定められましたので、第4条に「教育委員会から委任された事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない」という規定と、2項に教育長の事務の臨時代理の場合の報告の規定を新たに設けています。議案第10号から第14号に係る説明については以上です。

○尾関委員長 一括して質疑を行います。各委員から質問はありますか。

今回の改正は大きく分けて、法律による変更と市独自の組織変更によるほか、文言整理、引用している法律との整合性を図ったということによろしいですね。特になければ質疑を終了し、討論に入ります。意見がなければ討論省略と認め、採決に入ります。採決は個々に行います。

「議案第10号 東久留米市教育委員会会議規則等の改正に関する規則の制定について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

全員挙手であり、よって、議案第10号は承認することに決しました。

続いて、「議案第11号 東久留米市教育委員会傍聴人規則等の改正に関する規則の制定について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

全員挙手であり、よって、議案第11号は承認することに決しました。

続いて、「議案第12号 東久留米市教育委員会公印規程の一部改正について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

全員挙手であり、よって、議案第12号は承認することに決しました。

続いて、「議案第13号 東久留米市教育委員会公印規程の一部改正について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

全員挙手であり、よって、議案第13号は承認することに決しました。

続いて、「議案第14号 東久留米市公立学校に設置する教職員用コンピュータの管理運営規程の全部改正について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

全員挙手であり、よって、議案第14号は承認することに決しました。

以上で、日程第2から第6までの審議を終わります。

---

### ◎諸報告

○尾関委員長 日程第7、諸報告に入ります。「①東久留米市立学校危機管理マニュアル【自然災害編】の策定について」から、説明をお願いします。

○林総務課長 「東久留米市立学校危機管理マニュアル【自然災害編】」は小学校校長の代表、中学校校長の代表、総務課、指導室、学務課、子育て支援課、防災防犯課からそれぞれ委員を選出していただき、検討を重ねてきました。全7回の検討を行い、パブリックコメントは実施していませんが現場での意見等も踏まえて策定したものです。

「はじめに」をご覧ください。中ほどに「学校保健安全法第29条において、「学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（危険等発生時対処要領）を作成するものとする。」ということで、一般的に「危機管理マニュアル」と言われているものです。この危機管理マニュアルの策定については、議会からも、「市として、教育委員会としての危機管理マニュアルがあるべきではないか」と問われてきました。昨年4月以降この1月までの間で検討し、策定したものです。中身については目次をご覧ください。「第1章 防災対策－災害への備え－」ということで、第1部には「学校の危機管理」、第2部で「防災教育」、第3部で「東海地震への対策」が記載されています。第2章では「災害時の対応－いざという時の対策－」として、第1部で「震災」、第2部で「火災」、第3部で「風水害等」について、マニュアル化して策定できました。このマニュアルについては3月の校長会にお示しし、各学校が策定する「学校の危機管理マニュアル」の手引きとなるよう説明し、策定を依頼する予定です。今後、地域の自治会等との連携などの問題もあります。また、発災時の初期対応についても記載していますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

○尾関委員長 市の危機管理マニュアルとの整合性はどうなっているのですか。

○林総務課長 市としては別途策定しています。当然ですが、その上に立って、学校の危機管理マニュアルは策定されています。

○尾関委員長 市の危機管理マニュアルを踏まえ、さらに学校の場合は防災教育などを加えて記述されているということですね。

○林総務課長 はい。

○矢部第一職務代理者 表紙に【自然災害編】とあるので、これは自然災害に対するものだと分かりますが、このほかにはどのような計画があるのですか。

○林総務課長 今回策定したのは主に地震や風水害、一部、火災などの災害を内容としたものです。防犯関係については、現時点では教育委員会としての策定の予定はありませんが、各学校ではそれぞれに策定しています。

○矢部第一職務代理者 マニュアルの策定予定はないということですが、例えば、防犯に関することでは学校ごとに策定しているものに対して、教育委員会としての統一のルールみたいなものは既にあるのではないかと思います。そういったことは万全なのだと思うのですが、いいですか。例えば、連絡方法やテロが起きたときの対策など、各学校が独自に判断しているものと教育委員会判断によるものがあると思うので、そのあたりのルールづくりはどのようなになっていますか。

○加納指導室長 各学校で既に策定されているマニュアルには風水害や地震等への対策は示されていますが、このマニュアルが周知されることにより、今後、避難拠点となった場合の対応などについて検討していくことになると考えています。

防犯に対してですが、既に安全教育ということで指導は重ねています。防犯に対するマニュアルというものではありませんが、学校ではそれぞれ指導計画を立て、対応しています。

○尾関委員長 学校は個々にやっていると思いますが、教育委員会としても共通する部分については、当然、指導室からは指示があるということですね。

○加納指導室長 はい。

○松本第二職務代理者 標題が【自然災害編】だと、そうでないものもあるのかなと思うのが一般的だと思います。テロ、情報関係、防犯対策、その他の安全対策についても教育委員会として統一のマニュアルみたいなものがあっても良いと思います。

学校は全て避難所に指定されますから、将来に向けては防犯対策の面からも危機管理マニュアルの面からも、トイレの洋式化を重要課題として取り上げてほしいと思います。地域の避難所になればお年寄りも避難してきますから、和式のトイレでは不便だと思います。

○尾関委員長 防犯関係のマニュアルの策定については各学校で既にやっているとは言っても、テーマの一つかもしれませんので、ぜひ検討してもらいたいと思います。

○直原教育長 目次の第2章に「災害時の対応ーいざという時の対策ー」がありますが、これが今回の策定の大きな目的になります。この前の東北大地震の発生した午後3時前は、学校によっては児童・生徒が在校していたり、既に下校が始まっていたりときまざまなパターンがありました。そういうことを踏まえ、学校に生徒がいる時間帯に起こったらどうするのか、下校がもう始まっていて、家にまだ着いていない、登下校中の場合にはどうするのか、そのような幾つかのケースを想定し、各学校がその時に何をすべきなのかをまとめたのが大きな特徴の一つです。もう一つは、学校は避難所になるためその運営は市役所の役割となっていますが、そうは言っても、直ちに避難の住民が学校に押し寄せてくる状況になると考えられますので、教員はまずは第一に子どもを守ることになります。同時に、住民の受け入れという役割を担うことになります。市役所の担当者が到着するまでの間の学校の対応について記載しています。このあたりが従来にはない、新しい部分になると考えています。この部分を今後、各学校ではそれぞれのマニュアルの中に反映させていくことになります。

防犯についてですが、マニュアルという形式に馴染むのかなという認識でいます。「通

報」など、やらなければいけないことは明確です。十数年前の大阪の池田小学校で発生した事件のように、まずは子どもを守ることがありますが、それをマニュアルという形にする必要があるのかどうか、検討させていただきたいと思います。

○尾関委員長 この件は以上にとどめます。続いての報告をお願いします。

○加納指導室長 市立西中学校ハンドボール部の活躍について報告します。2月1日に行われた東京都の代表決定戦に男女ともに勝ち、この春休みに、富山県氷見市で開催される全国大会に出場することになりました。

○尾関委員長 以上で諸報告を終わります。

(公開しない会議を開催)

---

※第2回定例会は諸報告を行った後に人事案件の審議を行い、閉会しました。



東久留米市教育委員会会議規則第30条の規定により、ここに署名する。

平成27年2月5日

委員長 尾関 謙一郎（自書）

署名委員 松本 誠一（自書）